

2017 Jリーグ YBC ルヴァンカップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第4号に定める公式試合として、2017 Jリーグ YBC ルヴァンカップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2017 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、J1クラブが参加する。J1クラブを2つのグループに分け、グループ内で1回戦総当たりのグループステージを行う。ただし、AFCチャンピオンズリーグ（以下「ACL」という）2017グループステージに出場する3クラブはグループステージを免除される。ACLプレーオフ出場クラブがACLプレーオフを勝ち抜き、ACL2017グループステージに進んだ場合も同様とする。なお、ACLプレーオフ出場クラブが、ACLプレーオフにて敗退した場合には、あらかじめ実行委員会にて行われる抽選結果に従い、AグループまたはBグループに参加することとする。
- (2) AグループおよびBグループのグループ分けは、前年度のJ1・J2リーグの順位によって定めるものとする。
- (3) グループステージに参加するチーム数が14チームの場合は、グループステージ各グループ1位の2チームと、各グループ2位と3位で行うプレーオフステージの勝者2チーム、およびACL出場チーム（4チーム）を加えた計8チームがノックアウトステージに進出するものとする。
また、グループステージに参加するチーム数が15チームの場合は、グループステージ各グループ1位の2チームと、各グループ2位、3位、4位で行うプレーオフステージの勝者3チーム、およびACL出場チーム（3チーム）を加えた計8チームが、ノックアウトステージに進出するものとする。
- (4) プレーオフステージは、グループステージに参加するチーム数が14チームの場合は、Aグループ2位対Bグループ3位、Bグループ2位対Aグループ3位の試合をホーム&アウェイ方式（計2試合）で行う。
また、グループステージに参加するチーム数が15チームの場合は、Aグループ2位対Bグループ4位、Aグループ3位対Bグループ3位、Bグループ2位対Aグループ4位の試合をホーム&アウェイ方式（計2試合）で行う。
- (5) ノックアウトステージは、準々決勝および準決勝をホーム&アウェイ方式（計2試合）、決勝を1試合で行う。

第3条〔試合の主催等〕

- (1) 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、グループステージから準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第4条〔試合出場メンバー〕

- (1) 本大会の決勝戦を除くすべての試合において、当該シーズンの12月31日において満年齢21歳以下の日本国籍選手（以下、本条において、「対象選手」という。）を1名以上先発出場させなければならない。
- (2) ただし、次の場合は前項を適用しない。
 - ① 第5条に基づき出場資格を有する対象選手1名以上が、試合日において日本代表試合または日本代表の合宿その他の活動（A代表、U23、U20）に招集されている場合
 - ② 先発選手として試合エントリーされた対象選手がその後の怪我等のやむを得ない理由により出場ができなくなった場合
- (3) 本条の違反があった場合は、理事会が当該違反をしたクラブに対する処分等を決定する。

第5条〔出場資格を得るための登録期限と出場資格〕

2017年9月29日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。選手はグループステージ、プレーオフステージおよびノックアウトステージを通じ、2チーム以上のために試合に出場してはならない。

第6条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) グループステージの試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) グループステージが終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① 得失点差
 - ② 総得点数
 - ③ 当該チーム間の対戦成績
 - ④ 反則ポイント
 - ⑤ 抽選
- (3) プレーオフは90分間（前後半各45分）の試合を行う。
- (4) 第2戦が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。
- (5) 第2戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 2試合における得失点差
 - ② アウェイゴール数
 - ③ 第2戦終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ④ PK方式（各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで）
- (6) 前項第3号の延長戦に出場する者は、第2戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、第2戦と合わせて最大3名までの交代を行うことができる。また、延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審により退場または退席を命じられた者を除く。

- (7) 第5項第4号における PK 方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (8) 準々決勝および準決勝についても、プレーオフ同様に行い、決勝進出チームを決定する。
- (9) 決勝の試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
- ① 30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ② PK方式（各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで）
- (10) 前項第1号の延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、その直前の90分間の交代人数と合わせて、最大3名までの選手交代を行うことができる。
- (11) 第9項第2号における PK 方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (12) 第5項第4号および第9項第2号における PK 方式において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK方式開始後は、安全上の理由、又は、ゴール若しくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、使用するゴールを変更することができる。

第7条〔順位の設定および表彰〕

決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第8条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- サイズ：900mm×13,500mm
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠スポンサーおよびサブスポンサーが、広告看板、またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- サイズ
- | | |
|------------|---------------|
| イ. 冠スポンサー | 900mm×6,000mm |
| ロ. サブスポンサー | 900mm×6,000mm |
- 枚数：冠スポンサーおよびサブスポンサー合計最大16枚
- (3) 決勝については、電光看板、90°システムシート等を使用する。
- (4) 第2項その他の広告看板、電光看板および横断幕の設置位置は、原則として次の各号の

とおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。

- ① タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること
 - ② ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）用のラインに沿っていること
- (5) クラブが、あらゆる掲出物を出す場合は、「広告掲出細則」に基づき、Jリーグに対し報告またはJリーグの承認を得なければならない。

第9条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。
手当て：主審 120,000円 副審 60,000円 追加副審 60,000円 第4の審判員 20,000円
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
- (2) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
手当て：30,000円
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

第10条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

- (1) グループステージから準決勝までの試合については、「2017明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」に定めるアクレディテーションカード（AD証）およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第11条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を本大会終了後、別に定める方法にてJリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に協会に納付しなければならない。
- (2) 準々決勝および準決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。

第12条〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は以下のとおりとする。

- ① グループステージから準決勝までの試合については、出場クラブが負担する
- ② 決勝については「旅費規程」第2条に基づきJリーグが負担する

第13条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。